

与薬についてのお願い

- 1 お子さんの薬は、保護者が与えるものですが、保育園の職員が保護者に代わって与薬します。「依頼書」に必要事項を記入し、薬を添付して保育士に手渡しして下さい。
(何日間か同じ薬を飲む場合でも、依頼書は毎日記入して持参して下さい
尚、依頼書は各自コピーして使用していただけますようお願いします。)
- 2 薬は、お子さんを診察した医師が処方したものに限りです。
(市販されている薬は対応致しません)
- 3 座薬の使用は原則として行いません。(痙攣発作をお持ちの方はご相談下さい)
- 4 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等経過が長引く病気)の、日常における与薬や処置については、主治医の指示書に従うと共に、相互の連携が必要ですのご相談下さい)
- 5 持参する薬について
※薬は必ず「依頼書」に添付して下さい。なお「薬剤情報提供書」がある場合は、それも添付して下さい。使用する薬は、1回分のお昼の分のみご用意下さい。
袋や容器にお子さんの名前を記入して下さい。
※主治医の診察を受けるときは、お子さんが保育園に在園していることと、保育園では「原則として薬の使用ができない」ことをお伝え下さい。
(1日2回処方が望ましい)
※保護者の皆さんに以上のことを理解して頂いた上で必要であれば「依頼書」に記入し薬を添付し保育士に手渡しして下さい。
- 6 土曜日の与薬は、行っておりませんのでご了承下さい。

注意事項

- 1 保育園は医療機関ではないので、原則的に具合の悪いお子さんを見ることは出来ません。
- 2 保護者の仕事の都合でやむを得ずお子さんを預ける場合、病院より処方された薬のみ1回分を受け付け「依頼書」に基づき間違いなく与薬します。
- 3 「依頼書」の記入漏れや持参のない場合、及びお子さんの状態によっては与薬できない場合もあります。また、定時薬以外(解熱剤・座薬等)薬は原則的に与薬できません。
- 4 ネブライザー等の吸引器の使用はできません。
- 5 薬によるトラブルについては、保育園及び投薬者に責任を問うことはありません。